

直轄事業と有料道路事業の基本的な 役割分担の考え方に係る参考資料

目次

- ・今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ(抜粋) ……1
- ・有料道路事業主体の選定の考え方 ……2～5
- ・事業の経緯 ……6

今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ(抜粋)

I. ネットワークのあり方

2) 現状評価と今後の重点

(2) 明確なプライオリティに基づく戦略的整備

i) 最優先課題

高速道路に求められる主な機能とそれに照らした高速道路ネットワークの現状評価の結果も踏まえれば、

① 「日本経済を牽引する拠点地域」として、大都市・ブロック中心都市におけるネットワークの緊急強化

② 「繋げてこそそのネットワーク」を改めて認識し、脆弱な地域の耐災性を高め、国土を保全するネットワーク機能の早期確保

を最優先課題として、厳しい財政状況も踏まえつつ、地域毎に抱えている問題の深刻度に応じて、整備効果及び緊急性の高い箇所から重点的に強化を行っていく必要がある。

3) 整備・管理のあり方

(3) 整備・管理の基本的な考え方

① ミッシングリンクの解消

- ・ 一方、東京外環、名古屋2環などの大都市部の高速道路は、緊急性や周辺ネットワークとの整合性から、利用者負担による有料道路方式での整備を基本とすべきである。その際、様々な工夫を行ってもなお高速道路の利用者負担だけでは足りない分については、事業主体の責任を明確にしつつ、税負担も活用することが必要である。

有料道路事業主体の選定の考え方

[東京外かく環状道路(関越～東名)]

- 今回の報告対象区間のうち関越～中央の有料事業主体については、
- ① 高速会社法第5条^{注)}に定める東日本高速道路会社の事業範囲であること
 - ② 接続する関越道、東京外環(埼玉県区間)は東日本高速道路会社が管理しており、一体として効率的な管理が可能であること
 - ③ 東日本高速道路会社が当該区間に有料投資を行う意向があること
- 以上から、東日本高速道路会社を有料事業主体とする。

注)東日本高速道路株式会社の事業の範囲

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県内の区域内の高速道路

(首都高速道路株式会社の事業の範囲の高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県内の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る)

※東日本高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む東京都、神奈川県、富山県及び長野県内の区域内の高速道路を指定する告示(平成17年6月30日 国土交通省告示第636号)(抜粋)

[高速自動車国道関越自動車道新潟線:東京都の区域内に存する区間]

- 今回の報告対象区間のうち中央～東名の有料事業主体については、
- ① 高速会社法第5条^{注)}に定める中日本高速道路会社の事業範囲であること
 - ② 接続する中央道、東名高速は中日本高速道路会社が管理しており、一体として効率的な管理が可能であること
 - ③ 中日本高速道路会社が当該区間に有料投資を行う意向があること
- 以上から、中日本高速道路会社を有料事業主体とする。

注)中日本高速道路株式会社の事業の範囲

東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路
(首都高速道路株式会社の事業の範囲の高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。)

周辺高速ネットワークとの関係

[東京外かく環状道路(関越～東名)]



凡例

供用中	事業中	管理主体
		東日本高速道路(株)
		中日本高速道路(株)
		首都高速道路(株)
		検討中

* 未供用のIC・JCTは仮称

有料道路事業主体の選定の考え方 [名古屋環状2号線(名古屋西～飛島)]

○ 今回の報告対象区間の有料事業主体については、

- ① 高速会社法第5条^{注)}に定める中日本高速道路会社の事業範囲であること
- ② 周辺の高速ネットワークは中日本高速道路会社が管理しており、一体として効率的な管理が可能であること
- ③ 中日本高速道路会社が当該区間に有料投資を行う意向があること

以上から、中日本高速道路会社を有料事業主体とする。

注)中日本高速道路株式会社の事業の範囲

東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路
(首都高速道路株式会社の事業の範囲の高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。)

周辺高速ネットワークとの関係

[名古屋環状2号線(名古屋西～飛島)]



* 未供用のIC・JCTは仮称

事業の経緯

		東京外かく環状道路 (関越～東名)	名古屋環状2号線 (名古屋西～飛島)
都市計画手続き	都市計画素案説明会	平成13年4月～	昭和56年4月～6月
	都市計画案及び環境影響評価準備書の 公告・縦覧	平成18年6月	昭和56年4月～6月
	都市計画決定	平成19年4月	昭和57年11月
事業着手	新規事業採択時評価	平成21年度 B/C=2.9	平成21年度 B/C=1.9
	各事業実施段階での説明会 (測量、設計、用地取得等の各段階)	平成21年12月～	—
事業実施段階	用地買収着手	平成22年度	—